会員各先生

いつも大変お世話になっております。
さて、草加保健所より周知依頼がございましたので、お知らせいたします。

令和４年６月１日
草加八潮医師会

６月１日から新型コロナウイルス感染症と診断された方への連絡方法が下記のとおり変更となります。
患者様への説明について御協力いただけますようお願いいたします。

あわせて、検査を受けた方へ配布いただいていたチラシの内容も更新します。
新しいものをHPにアップしますので、ご活用ください。
チラシが必要な場合は、保健所へ連絡ください。

【変更１】　全員に療養に関する案内をSMS送信します。
パルスオキシメーター、配食の申込みは、SMSの案内に従って、自身で申し込みとなります。

【変更２】　保健所からの架電対象者の年齢

［5月末まで］　50歳以上　→　［6月１日から］　65歳以上

※ 基礎疾患があるなど重症化リスクがある方へは年齢に関係なく、保健所から連絡させていただいております。

№47

新型コロナウイルス感染症の検査を受けた方へ
～草加保健所からのご案内～

検査結果が判明するまでは、自宅で待機しましょう。
同居家族がいる方は、家族とは部屋を分け接触しないようにしましょう。

今後の流れ

検査の結果陽性だった場合は、診療した医療機関から保健所へ発生届が提出されます。発生届が提出されると埼玉県感染症対策課又は居住地の保健所から連絡※が入ります。
新型コロナウイルス感染症の患者さんのための**「自宅療養の手引き」**をご覧になり、お待ちください。

(埼玉県 HP) https://www.pref.saitama.lg.jp/a0710/covid-19/tebiki.html

自宅療養の手引きはこちら

※　連絡方法　・保健所から電話で連絡をする方は、65 歳以上の方です。
・全員の方へ、療養に関するご案内をショートメッセージ等で行います。

保健所からの連絡する方への確認事項

（１）陽性者のお名前や住所等間違いがないか確認します。
（２）症状と経過、基礎疾患、既往症の有無等についてお尋ねします。
（３）療養期間に関するご案内をします。
　　なお、療養期間終了の連絡は行っていません。
（４）（症状など必要により）入院・宿泊療養に関するご説明をします。

※１　保健所代表番号以外、携帯番号からも連絡が入ります。
※２　保健所からの連絡は、陽性者の多い時期には日数を要する場合があります。
　　容態の急変等がありましたら至急保健所までご連絡ください。
※３　療養期間は症状により異なります。
　　[療養の目安] 発症から 10 日を経過し、かつ、症状軽快後 72 時間を経過していれば療養終了。症状が軽快していなければ延長。
　　検査日から継続して症状のない方は、検査日を 0 日として 7 日間。

療養開始に当たり、家庭内で気を付けていただきたいこと

・部屋を分けましょう　・陽性者のお世話はできるだけ限られた方で
・マスクをつけましょう　・こまめに手を洗いましょう
・換気をしましょう　・手で触れる共用部分を消毒しましょう
・汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう　・ゴミは密閉して捨てましょう
・ご家族、同居の方も不要不急の外出は避けてください

詳しくはこちら

(厚労省 HP) https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf

埼玉県草加保健所　　電話　０４８－９２５－１５５１

令和４年６月１日現在